

平成20年度計画

地方独立行政法人宮城県立こども病院

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

(1) 質の高い医療の提供

イ 高度で専門的な医療への取り組み及び政策医療の適切な実施

高度で専門的な医療に取り組み、小児医療水準の向上に努めるとともに、県の政策医療を適切に実施する。

ロ クリニカルパスの活用

クリニカルパス（一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとしてスケジュール表にまとめられたもの。それらが作成・実行されることによって医療スタッフの情報の共有化や医療の安全性にもつながること。）を用いる対象となる疾患や症例を増やすべく「ケア標準化推進委員会」が中心となり、その作成及び実施に努める。

実施件数を500症例以上とする。

ハ EBMの推進

学会の診療ガイドライン等の情報を集積し、科学的根拠に基づく医療（EBM）を実践する。

ニ 退院サマリーの作成

退院サマリー〔医師が、入院患者の治療経過を要約した文書として退院後に作成、入院カルテ及び外来カルテに同じものを編纂・保管し、外来、再来又は逆紹介（治療した患者を地域の医療機関に紹介する措置）時に活用して治療の継続性を確保する。〕の退院2週間以内の作成率について、その向上を図る。また、その基本形式を整備し、病院診療情報としての活用を図る。

ホ 病診・病病連携の推進等

東北地方唯一の小児専門病院として、かつ地域医療支援病院として、県内外の医療機関との連携拡大を図りつつ、紹介率（初診患者数に占める地域の医療機関からの紹介患者数の比率）80%以上と、逆紹介率（初診患者数に占める逆紹介患者数の比率）35%以上を達成するよう取り組む。

また、医師等による地域医療機関等への診療支援にも可能な限り対応してい

く。

医療連携を推進するため、当院が取り組む医療内容について広報紙配付先の拡大やホームページの掲載内容を充実するなどして、県内外の医療機関への一層の周知に努め、登録医療機関の拡大を図る。また、新たに年度毎に診療案内を作成し、周産期・小児医療を担う医療機関等に配付する。さらに、病院長を中心として、県内外の保険医療に関わる行政機関や医療機関等を訪問し、当院との連携強化について直接要請する。

特に、東北地区における医療機関の登録を働きかけていく。

へ 財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定と病院機能の一層の充実

平成19年度に受審した財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価認定を確かなものにするために病院機能の一層の充実を図るよう、関係各部署、各委員会で継続して改善に取り組む。

(2) 患者・家族の視点に立った医療の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

平成20年度に実施する患者や家族の満足度調査の分析結果を基に、患者や家族の方々に不安を抱かせることのないよう、常に相談者の視点に立ち、より分かりやすい説明、より相談しやすい環境づくりを図る。特に、医療に関する相談が気軽に出来るよう医療安全相談室の活用についての周知を図る。

また、患者年齢に応じて、インフォームドコンセント（医療側が診療や治療にあたって患者に、(イ)診断の結果に基づいた現在の病状、(ロ)治療に必要な検査の目的と内容、(ハ)治療の危険性、(ニ)成功の確率、(ホ)その治療以外の方法があればその方法、(ヘ)あらゆる治療を拒否した場合どうなるかを、正しく患者の分かる言葉で伝え、患者がそれを理解、納得、同意し、治療に参加すること。）或いはアセント（同意を必須としない分かりやすい説明）の徹底を図る。

ホームページを通して、当院での受診を希望される患者・家族の方々が求める診療体制、受診方法及び診療実績並びにボランティアの活動状況などの情報を医療機能情報提供制度に基づき積極的に提供する。

ロ セカンドオピニオンの実施

患者やその家族からセカンドオピニオン（患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。）の依頼を受ける窓口と手順を整備する等セカンドオピニオン外来を実施する。また、その料金体系と周知方法を整備する。

八 患者の価値観の尊重

ご意見箱「院長さんきいて！」などを通して寄せられる患者や家族からの意見・要望等について速やかに対応するとともに、平成20年度に実施する患者や家族の満足度調査の分析結果を基に、課題を検討し、接遇等サービスの改善を行う。

(3) 患者が安心できる医療の提供

イ 医療倫理の確立

患者のプライバシー保護の観点から個人情報保護のための体制を整備するとともに、セキュリティシステムを導入する。また、個人情報の適正な取り扱いを図るため、サービス内容を点検して必要な改善を行う。情報公開についてもカルテの開示を行うなど積極的に取り組む。

また、すべての臨床研究及び治験について、「臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生労働省令第28号）」を遵守して実施するとともに、倫理委員会及び治験審査会の指摘事項を医療に適切に反映する。

ロ 医療安全対策の充実

医療安全管理体制の充実を図るために、平成20年度に安全管理部門を設置し、医療安全統括者のもと専任の医療安全管理者（医療機関内での医療安全活動の推進リーダー）を中心に、インシデント（患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、あるいは、患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合）事例の適正な分析を行い、改善方策を院内で共有して、職員へ周知徹底を図るとともに、医療安全対策に関する研修の一層の充実を図る。

また、アクシデント発生時には患者・家族への迅速かつ的確な医療の実施と情報提供等を行う。

八 院内感染防止対策の充実

院内感染対策マニュアルに基づき実効性の高いエビデンスを確保できる感染対策を実施するとともに、感染対策に関する研修を充実させる。また、ICTラウンドなどを通して、院内感染の発生原因の究明や予防対策に積極的に取り組む。

二 救急医療の充実

周産期・小児医療の三次救急（入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な

救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する救急体制)については、常時対応するとともに、仙台医療圏における小児医療の二次輪番制(二次救急医療体制の確保を目的とした「仙台市小児科病院群輪番制」)に参加し、平成20年度は年間17回(昨年度より3回増加)の当番を実施する。

また、救急医療の充実のため、医療従事者の研修等を行う。

2 成育支援事業

(1) こどもへの支援

こどもが、家庭に近い生活を送ることができ、それによって社会性が育まれるよう、年齢に応じた遊びの機会を提供するとともに、良好な教育を受けられるよう学校側との連携に努める。

また、こどもが、安心して主体的に治療に臨めるよう医療部門と連携して、個々のこどもの発達に応じた言葉や方法を用い、その不安を軽減する心理的援助を行う。

(2) 家族への支援

こどもと家族の社会的、経済的、心理的な問題の相談に乗り、解決のための助言、援助を行う。

この場合、必要に応じ、地域の保健・福祉等の関係機関と連携を図る。

(3) アメニティの向上

こどもの特性や心のケアに配慮した、院内装飾や交流空間づくりなど、療養環境の向上に努める。

(4) 地域の医療機関や保健・福祉機関等との連携

早期退院の促進と、退院後に地域での生活を円滑に始められるよう、地域の医療機関や保健・福祉・教育機関との密接な連携に取り組む。

(5) ボランティア活動の受け入れ

こどもや家族を支援するボランティアの積極的受け入れや協働等に努めるとともに、地域におけるボランティア活動とも連携を図っていく。

ボランティアの院内活動領域の拡大を図るとともに、ボランティアの資質向上のために研修会等を計画的に実施する。

(6) 院内における職種間・部署間の連携強化

当院の特徴である成育支援事業をより一層充実するために、こどもや家族に対する支援方法等について職種間で共有化する情報の質的向上を図りつつ、さらにチー

ム医療が円滑に展開できるよう各部署との連携を積極的に行う。

3 臨床研究事業

(1) 臨床研究の推進

課題を選定し、具体的な臨床研究計画に基づき、臨床研究を推進する。

(2) 治験の推進

迅速で質の高い治験を実施する。

4 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の養成

イ 質の高い臨床研修医やレジデントの養成

東北大学病院など他の臨床研修病院と連携し、臨床研修病院群としてローテイト研修を受け入れるとともに、独自の臨床プログラムを作成し、臨床研修医を3人以上受け入れる。

併せて、地域医療の担い手の視点を盛り込んだ独自のレジデント(専門医を目指して教育病院で研修中の医師)研修プログラムを作成し、レジデントの募集を行い、レジデントの7人以上受け入れを目指す。

ロ 臨床研究支援体制の充実

質の高い医療従事者を養成するために、職員の能力を的確に把握した上で、「専門的技術の向上を図る職種別研修」など、必要な研修を受講できる研修プログラムを作成し実施する。

特に看護部においては、社会の状況に応じた研修プログラムを策定し専門性の高い看護水準の向上に努めるとともに、宮城大学看護学部学生の臨地実習を引き受ける。

また、学会・研究会への参加並びに発表、論文の投稿を奨励する。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

地域医療支援病院として策定する地域医療連携推進計画に基づき、登録医療機関の医療従事者等を対象とした医学知識等についての研修会を計画的に開催する。

また、地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣等を行う。

5 災害時等における活動

災害時に、迅速かつ適切な対応を図れるよう大規模災害マニュアルを作成するとともに、災害医療に関する研修会への参加、講演の開催、及び大地震や火災を想定した避難救済活動等の訓練を実施する。

また、防犯訓練を実施するなど、防犯体制の徹底を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的・効果的な組織の構築

法人の運営実態を考慮したより効率的な組織体制の構築に努め、各部門の業務が円滑に行えるよう、意思決定の迅速化を図る。

また、4半期ごとの決算を踏まえた経営分析が行えるような機動的な運営を行える体制を構築する。

(2) 職員の配置

医療需要の質の変化や患者動向に迅速に対応するため、各部門における職員の配置数については、各職員の職務や職責を考慮した適切なものとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。

特に、看護職員不足を解消するため、新規採用者確保、退職者の抑制のための施策を検討する。

(3) 職員の業績評価等の適切な実施

職員の業績や能力を給与に反映させるとともに、職員の人材育成、人事管理に活用できる公正で客観的な人事評価制度を整備し実践する。

(4) 職員参画による病院運営

個々の職員が病院の経営状態を理解した上で、病院の中期計画の達成のため、改善策の検討等の病院経営に参画するシステムを構築する。

経営情報の共有化

毎月分析した経営情報を院内会議や電子掲示板で公開し、情報の共有化を図る。

職員提案制度の実施

日常の医療活動の中でとらえた患者ニーズを病院運営に反映し、また経営改善等に結びつく企画等を立案することにより、病院経営への参画体制を整備する。

(5) ことども病院将来構想検討委員会（仮称）の設置

地域医療における高度先進医療の需要状況等を踏まえて、ことども病院の今後のあり方について、中期計画の見直しを含め検討する委員会を設置する。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

診療報酬上の新たな基準等の取得や効率的・効果的な医療を通じての収益の増加や運営費用の削減を図り、収支改善に努める。

また、業務効率化のため、レセプト電算化及びそれに伴うオンライン請求のシステム導入を行う。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的・物的資源を有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取り組みを実施する。

イ 病床の効率的な利用の推進

病床の管理体制を充実させ、入退院予定情報、空床情報等を集約して病床の効率的な利用を行う。

また、病診・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮及び新規患者数の増加を図る。

特に患者数増加に向けて、医療機関・医師・行政機関との連携推進（学会参加・論文発表、登録医療機関制度の推進、医師会との連携等） 広報活動の強化（広報紙の発行・送付、ホームページの充実、マスコミ活用）等を積極的に推進し、病床稼働率74.3%以上とすることを目指す。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図る。また、地域の医療従事者との共同利用について検討を開始する。

(2) 業務運営コストの節減等

イ 材料比率等

後発医薬品導入、同種・同効果の医薬品の整理、調達方法及び対象品目の一層の見直しを図る。

薬品及び診療材料の購入方法、使用状況、管理状況について見直しを行い、適正在庫の管理を徹底する。また、在庫品目の見直しを行い、標準化を図り、購入経費削減に努める。

多様な契約手法を活用し、透明性・競争性・公平性を確保し、会計規程に基づ

き契約事務を実施する。

ロ 人件費率等

良質で安全な医療を継続的に提供するため、適正な人員配置に努めるとともに、個人職務遂行能力を反映した人事評価を行い、業績や個人の能力に応じた給与についても合理的な配分を行えるよう制度を整備する。

また、業務委託内容を見直すとともに、業務執行内容の評価を行い、その結果を翌年度の以降の契約に反映させる。併せて、業務委託契約については競争原理に基づき委託金額の低減を図る。

ハ 修繕費

安全な病院施設運営を図るために設備管理マニュアルに基づき、建物・設備等の日常管理の充実を図るとともに、各種修繕については、計画的かつ段階的に行う。

医療機器については、トラブル履歴を作成し、再発防止に努めるとともに臨床工学技士による機器の事前点検の実施や人的要因のトラブル防止のための教育訓練の充実を図る。

ニ 廃棄物の減量化

事務系一般廃棄物は、仙台市に提出している「事務系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書」に沿って減量及び資源化の目標を達成する。

また、感染性廃棄物をはじめとした産業廃棄物について前年度からの減量を目指す。

ホ グリーン購入の推進

地球環境に配慮し、環境に配慮した物品について「宮城県立こども病院グリーン購入の推進に関する計画」に定める物品調達目標以上の購入に努める。

(3) 財務分析の実施

月次決算を行い、毎月の財務状況を把握するとともに、経営指標に基づき財務分析を行う。

また、他の小児医療施設をベンチマークし、経年的に比較検討を行うとともに診療課別、部門別原価計算を行い各課別に経営の効率化に努める。

(4) 収入未済額の縮減等

医業未収金については、発生防止（滞納履歴の有無、リスクの高い患者の早期発見）、管理の厳正化（保険証、運転免許証の確認、連帯保証人の設定）、回収強化（個別訪問、回収強化月間の設定）、支払簡便化（少額返済、分割返済）

支払相談の充実（福祉制度の利用、相談室の活用）の5つの視点に立ち、各部署が連携して医業未収金の縮減に取り組む。

過年度個人未収金については、平成19年度末の収入未済額20%以上の収納を目指すとともに、現年度分については前年度発生率の90%以内となるよう努める。

(5) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果等を業務改善に積極的に反映する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

平成20年度の経常収支比率を92%程度とする。

- 1 予算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2
- 3 資金計画 別紙3

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 5億円
- 2 想定される理由
賞与の支給等を想定した、資金繰り資金の出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

平成20年度中の計画はない。

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 方針

良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数

については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

医療ニーズ等運営実態に対応した適正な人員配置に努める。

2 職員の就労環境の整備

職員の良好で快適な就労環境を整備、維持するとともに、職員の満足度調査を実施、その分析結果を基に、就労条件及び就労環境の改善に努める。

また、メンタルヘルスクエアを実施する。

さらに、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等(次世代育成支援対策)「行動計画」を推進する。

3 医療機器・施設整備に関する計画

高度で専門的な医療水準を維持するための医療機器及び情報システム等の整備を行う。医療機器等の設備投資計画は別紙4のとおりとする。

また、電子カルテシステムやフィルムレス運用導入の可能性や想定される運用変更に伴うリスクの検討も含めて、労力の軽減や経営効率化を推進するために、次期中期計画における医療機器整備及び病院情報システム構想についての検討を開始する。

4 法人が負担する債務の償還

平成20年度の償還を約定どおり行う。

年度計画(平成20年度)の予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	5,788
運営費負担金	2,192
自己収入	3,303
診療業務による収入	3,293
受託研究等による収入	1
その他収入	9
財務活動による収入	293
借入による収入	293
支出	5,695
業務経費	4,468
施設整備費	77
借入金償還	1,001
支払利息	149

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

年度計画(平成20年度)の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入の部	5,052
経常収益	5,052
運営費負担金収益	1,685
医業収益	3,293
受託研究等収益	1
その他収益	9
資産見返負債戻入	64
費用の部	5,456
経常費用	5,456
業務費	4,617
医業費用	2,077
役員人件費	29
職員人件費	2,362
支払利息	149
減価償却費	839
純損失	-404

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

年度計画(平成20年)の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金収入	6,047
業務活動による収入	4,988
運営費負担金による収入	1,685
診療業務による収入	3,293
受託研究等による収入	1
その他収入	9
投資活動による収入	507
運営費負担金による収入	507
財務活動による収入	293
借入による収入	293
前事業年度からの繰越金	259
資金支出	5,695
業務活動による支出	4,617
診療業務による支出	4,468
その他の支出	149
投資活動による支出	77
資産の取得による支出	77
財務活動による支出	1,001
借入金の返済による支出	1,001
翌事業年度への繰越金	352

(注1) 計数は、それぞれ百万円単位で四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

医療機器・施設設備に関する計画

(単位:百万円)

医療機器・施設整備の内容	予定額	財源
レセプト電算システム整備 医療器機整備	77百万円	宮城県からの 長期借入金等

(注1) 期間中の診療上必要な医療機器や既存医療器機の消耗による更新により整備内容を変更する場合もある。